

消費者庁による報道発表に関する弁護士声明

平成30年8月31日

ケフィアグループ被害対策弁護士団

団長 紀藤正樹

副団長 島幸明

事務局長 荻上守生

消費者庁は平成30年8月31日付けで、株式会社ケフィア事業振興会（以下「ケフィア」）に対し『『オーナー制度』と称する取引に関し、多額の支払遅延を発生させている株式会社ケフィア事業振興会に関する注意喚起』とのプレスリリースを発表しました。この報道発表資料によれば、ケフィアの直近の事業年度における売上高の殆どがオーナー制度に基づくものであって、同社が喧伝する多数の事業からの収益がなかったこと、平成29年11月以降から支払のない買い戻し代金の金額が数百億円にのぼること、支払遅延に正当理由がないことが明記されており、当弁護士団の懸念が現実化したばかりでなく、被害実態がさらに深刻であることが明らかとなりました。

当弁護士団は、消費者庁による報道発表を受け、ケフィアが多数の被害者から受領した多額の金銭が不適切に管理又は費消されている危険性を改めて認識し、同社に対し、強い遺憾の意を表明するとともに、速やかに一切の勧誘行為を中止した上、すべての被害者に対し被った損害を賠償するよう求めます。また、宣伝広告においてケフィアグループの中核を担っているかのように標榜されているかぶちゃん農園株式会社を含む多数の関連会社につき、その事業実態及び財務情報を速やかに開示し、責任の所在を明らかにするよう求めます。

当弁護士団としては、引き続きケフィアグループに対する速やかな法的措置を通じ、弁護士団依頼者その他の被害者の被害回復により一層努めます。

また、警察及び関連行政機関に対しても、引き続き然るべき行政措置を取るよう求めます。

以上